

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

1 (2) 各種労働法制の周知徹底と監督行政の強化について

労働基準法や改正最低賃金法など、労働者に直接的な影響が大きい各種労働法制について、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、違反事業所などは監督行政と連携をはかり適切な行政指導を行うこと。

（回答）

労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令については、大阪労働局とも連携し、法改正等にあわせて、適宜ホームページへの掲載、セミナーの開催、リーフレットの配布等により、労働者はもとより、企業、経営者団体等に対し、周知・普及を図っています。今後とも労働関係法令の周知・普及に努めてまいります。

また、労働関係法令違反の事業所に係る相談があった場合には、指導監督権限を有する労働基準監督署に誘導するなど、適切な相談対応に努めています。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労政課